

「個人賠償責任補償特約」の補償範囲の拡大

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 北沢 利文、以下「当社」)は、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりのための「個人賠償責任補償特約」において、他人から借りている物の損壊等も補償対象とするなどの商品改定を2019年1月に行いますので、お知らせします。

1. 背景

- 近年、自転車運転中に歩行者に大けがを負わせるといった事故での損害賠償額が高額化していることなども要因となり、個人賠償責任補償特約への関心が高まり、加入者が増加しています。
- 個人賠償責任補償特約では、以下のように、他人にケガ等をさせた際の「対人賠償」と、他人の財物を損壊等した際の「対物賠償」が補償対象となっています。

(補償対象となる事例)

| |
|-----------------------------------|
| ① 自転車事故で歩行者にケガを負わせてしまった |
| ② 飼い犬が散歩中に他人を噛んでケガを負わせてしまった |
| ③ 風呂の水があふれ、マンションの階下の家財を水浸しにしてしまった |
| ④ 買い物中にあやまって店頭の商品を破損してしまった |



- 一方で、上記「対物賠償」においては、他人の財物であったとしても、それが管理財物(※1)に該当する以下のようなケースは補償対象外となっています。

(※1)管理財物とは・・・

被保険者が所有・使用・管理する財物のこと。
具体的には、自分の所有物だけでなく、他人から借りたり預かったりしている物を含みます

(現在、補償対象外となっている事例)

| |
|-----------------------------------|
| ① 友人から借りたゴルフクラブを折ってしまった |
| ② 子供が友人から借りてきたゲーム機を落として壊してしまった |
| ③ 旅行で宿泊中のホテル(含む 民泊施設)の備品を壊してしまった |
| ④ ゴルフ場敷地内で運転していたゴルフ・カート自体を壊してしまった |

- 管理財物に対する賠償責任の補償をカバーするためには、これまで受託品賠償責任補償特約(上記①②③が対象)のご契約が別途必要であったため、よりシンプルにお客様をお守りする商品設計を検討してきました。

2. 改定内容

➤ 2019年1月1日以降始期契約を対象として、個人賠償責任補償特約を以下のとおり改定します。

《改定①》

個人賠償責任補償特約の補償範囲を拡大し、上記1. でご紹介した「現在、補償対象外となっている事例」を補償対象とします。下表のとおり、日常生活における賠償事故に伴うトラブルについて、より幅広い場面でご家族をお守り出来るようになります。

昨今の民泊ブームもあり、お客様から、“民泊施設を利用する際に部屋の備品を壊してしまった場合の物件オーナーに対する賠償責任”に関するお問い合わせが増加しておりますが、今般の改定により、個人賠償責任補償特約でカバー出来ることとなります。

○…補償対象、×…補償対象外

| | | 改定前 | 改定後 |
|------------|-------------------------------|-----|-----|
| 下記以外の他人の財物 | | ○ | ○ |
| 管理財物 | 受託品賠償責任補償特約の補償対象となっている受託品(※2) | × | ○ |
| | ホテルなど(民泊含む)の宿泊が可能な施設および施設内の動産 | × | ○ |
| | ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート | × | ○ |
| | 上記以外の管理財物 | × | × |

(※2) 補償対象となる財物の例:

友人から借りたゴルフクラブ、子供が友達から借りたゲーム機 など

《改定②》

認知症患者等が誤って線路に立ち入るなどして電車を止めてしまい、遅延・運休に伴う営業損害の損害賠償請求を受けた場合、電車の損壊の有無を問わず、個人賠償責任補償特約の補償対象とします。(現在は、電車に何らかの物理的な損壊が生じている場合のみ補償対象となっています)

《改定③》

実家を離れて一人暮らしをしている未婚のお子様の住宅の所有・使用・管理に起因する事故(例:風呂の水をあふれさせ、マンションの階下の家財を水浸しにしてしまった)による損害賠償請求について、実家で親御さんが加入されている個人賠償責任補償特約の補償対象とします。

➤ 今般の補償拡大に伴い、個人賠償責任補償特約の保険料は、保険金額:国内事故無制限・国外事故1億円の場合、改定前:1,530円/年 ⇒ 改定後:2,000円/年となります。(月払の場合は、40円/月の保険料増)

以上